学校教育法等の一部を改正する法律案要綱

第一 学校教育法の一部改正

大学等の教育研究等の状況を評価する認証評価において当該教育研究等の状況が大学評価基準に適合

しているか否かの認定を行うこととすること。

(第百九条第五項関係

文部科学大臣は、 大学が教育研究等の状況について大学評価基準に適合してい . る旨 \mathcal{O} 認定を受けられ

なか ったときは、 当該大学に対 し、 当該大学の教育研究等の状況に つい て、 報告又は 資 料 \mathcal{O} 提 出 を求 \Diamond

るものとすること。

(第百九条第七項関係)

第二 国立大学法人法の一部改正

一大学総括理事の新設等

1 国立大学法 人が · 設置 する国立大学の全部について2に規定する大学総括理事を置く場合にあっては

当該 国立大学法人に、 役員として、 その長である理事 長を置くものとすること。

(第十条第一項関係)

2 国立大学法人が二以上の国立大学を設置する場合その他その管理運営体制の強化を図る特別の事 · 情

が \mathcal{O} ある場合には、 全部又は 部に係る学校教 学長選考会議の定めるところにより、 育法 (昭 和二十二年法律第二十六号) 当該 国立大学法人に、 第九十二条第三項に規定する その設置する国立大学 職 務

を行 ごう理事 (以 下 「大学総括理事」という。)を置くことができることとすること。

(第十条第三項関係)

3 理事 長及び大学総括理事の職務及び権限、 任命、 任期並びに解任等に関する規定の整備を行うこと。

第十一 条第二 一項及び 第五項、 第十三条の二、 第十五 条第三項 並 一びに第十七条第六項及 び第一 七 項関係

理 事 に学 外者を二人以上含まれるようにしなけ れば ならないこととすること等

1 理事 \mathcal{O} 員数が 四人以上である国立大学法人 (学外者 (その任命の際現に当該 国立大学法人の役員又

は 職 資員で、 ない者をいう。 以下同じ。) が学長に任命されてい るものを除く。)において、 学長 が 理 事

命するに当たっては、 学外者が二人以上含まれるようにしなければならないこととすること。

を任

(第十四条第二項関係)

2 理事 \mathcal{O} 員数 が 四人以 上である国立大学法人が 一人以 £ の非 常勤 の理事 (学外者が任 |命さ れ る ŧ のに

限 を置く場合における当該国立大学法人に対する別表第一 の適用については、 それぞれ当該 各

項の第四欄中 「四」とあるの は 「五」と、 五 とあ るのは 「六」と、「六」 とあ るのは 「七」と、

七 とあるの は 「八」と、 「八」とあるのは「九」とすることとすること。

(別表第一備考第四号関係)

三 国立大学法人に係る独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法 (平成十五年法律第百十四号) 第十

六条第二項の規定による評価の実施を要請するに当たっては、 当該 国立大学法人が設置する国立大学に

係 る 認 証 評価 0 結果を踏まえて当該評価を実施するよう要請 するものとすること。

(第三十一条の三第二項関係)

文部科学大臣は、二以上の国立大学を設置する国立大学法人が設置する国立大学のうち、 当該 国立大

兀

学に係る教育研究上の実績及び管理運営体制並びに当該国立大学を設置する国立大学法人の財務基 盤 を

総合的に勘案して、 世界最高水準の教育研究活動の展 開が 相当程度見込まれるものを、 当 該 国立大学法

人の 申 . 請 に より、 指 定 国立大学とし て指定できることとすること。

(第三十四条の九関係

五. 文 部 科 学大臣 が 定 8 る 国立大学法人は、平成二十四年度の一般会計 補 正予算 (第 1号) に ょ 政 府 カゝ

ら当該国立大学法人に対し出資されている金額その他政令で定める金額のうち当該国立大学法人が第二

十二条第一項第七号に掲げる業務を円滑に遂行する上で必要が ないと認められるも 0) に相当する金額と

して文部科学大 臣 が定める金額 を、 政令で定めるところにより、 玉 庫 上に納: 付し なけ れば ならないことと

すること。

(附則第二十三条関係)

六 国立大学法人岐阜大学を国立大学法人名古屋大学に統合し、 岐阜大学及び名古屋大学を設置する国立

大学法人東海国立大学機構とすること。

(別表第一関係)

第三 私立学校法の一部改正

学校法 人 は、 自主的 にその 運営基語 盤 の強化を図るとともに、 その設置する私立学校 の教育 の質の向上

及びその 運営の透明性 の確保を図るよう努めなければならないものとすること。 (第二十四条関係)

役員の職務及び責任並びに理事会及び評議員会の議事等に係る規定を整備すること。

(第三十五条の二等関係)

三 文 部 科学大臣 が 所轄庁である学校法人は、 認証評価 の結果を踏まえ、 事業に関する中 期的 な 計 画 を作

成しなければならないものとすること。

(第四十五条の二関係

兀 寄附 行為、 財産目 録、 貸借対照表、 収支計算書、 事業報告書、 役員等名簿、 監査報告書及び役員に対

する報酬 等の支給 の基準 (以 下 · 財 産目録等」 という。) の備置き及び閲覧並びに文部科学大臣が所轄

庁である学校法人の財 産 足目録等 の公表等に係る規定を整備すること。

(第三十三条の二、第四十七条及び第六十三条の二関係)

五. 学校法人が所轄庁の解散命令により解散したときは、所轄庁は、 利害関係人の申立により又は職権で

、清算人を選任するものとすること。

(第五十条の四関係)

第四 独立行政 法 人大学改革支援・学位授与機構 法の一 部改正

国立大学法人等の運営基盤 \mathcal{O} 強化を図るため 0) 情 報 収 集 分析等を業務として追加すること。

(第十六条第一項第六号及び第七号ロ関係)

国立大学法人評価委員会から、 認証評価の結果を踏まえて国立大学法人評価を行うよう要請が あった

ときは、 認証 評 価 の結果を踏まえて評価を行うこととすること。

(第十六条第三項関係)

第五 施行期日等

この 法 律 は、 部を除き、平成三十二年四月一日から施行するものとすること。 (附則第一条関係)

この法律の施行に関し必要な経過措置等を定めるものとすること。

(附則第二条から第十三条まで関係)

(附則第十四条から第二十条まで関係)